

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年1月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>第17×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき ×は、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>×(1) [略]</p> <p>×(2)×次のいずれかに該当するとき。</p> <p>××ア×役員等（乙が個人である場合にはその者を、 ×××乙が法人である場合にはその役員又はその支店 ×××若しくは常時契約を締結する権限を有する事務 ×××所、事業所等を代表する者をいう。以下この号 ×××において同じ。）が、暴力団員による不当な行 ×××為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号 ×××。以下この号において「暴力団対策法」という ×××。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「 ×××暴力団員」という。）であると認められるとき ×××。</p> <p>××イ×暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定す ×××る暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が ×××、経営に実質的に関与していると認められると ×××き。</p> <p>××ウ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正 ×××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的 ×××をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をした ×××と認められるとき。</p> <p>××エ [略]</p> <p>××オ～キ [略]</p> </div>	<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>第17×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき ×は、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>×(1) [略]</p> <p>×(2)×次のいずれかに該当するとき。</p> <p>××ア×役員等（乙が個人である場合にはその者<u>その</u> ×××<u>他経営に実質的に関与していると認められるも</u> ×××<u>の</u>を、乙が法人である場合にはその役員、<u>その</u> ×××<u>支店又は常時契約を締結する権限を有する事務</u> ×××<u>所、事業所等を代表する者その他経営に実質的</u> ×××<u>に関与していると認められるものをいう</u>。以下 ×××この号において同じ。）が、暴力団員による不 ×××当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律 ×××第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下 ×××「暴力団」という。）又は同条第6号に規定す ×××る暴力団員（以下「暴力団員」という。）であ ×××ると認められるとき。</p> <p>××イ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正 ×××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的 ×××をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をして ×××<u>いる</u>と認められるとき。</p> <p>××ウ [略]</p> <p>××エ×役員等が、暴力団又は暴力団員であることを ×××<u>知りながら、これを利用するなどしていると認</u> ×××<u>められるとき。</u></p> <p>××オ～キ [略]</p> </div>

[略]

[略]

(2) [略]

(3) 不動産売買契約（売渡し）の場合

[略]

第9×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)×役員等（乙が個人である場合にはその者を、××乙が法人である場合にはその役員又はその支店若××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、××事業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、××暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律××（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」と××いう。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下××「暴力団員」という。）であると認められるとき××。

×(2)×暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定す××る暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、××経営に実質的に関与していると認められるとき。

×(3)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を××もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認め××られるとき。

×(4) [略]

×(5) [略]

[略]

[略]

(4) 物品売買契約の場合

[略]

第11×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1) [略]

×(2)×次のいずれかに該当するとき。

××ア×役員等（乙が個人である場合にはその者を、×××乙が法人である場合にはその役員又はその支店

[略]

[略]

(2) [略]

(3) 不動産売買契約（売渡し）の場合

[略]

第9×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)×役員等（乙が個人である場合にはその者その××他経営に実質的に関与していると認められるもの××を、乙が法人である場合にはその役員、その支店××又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事××業所等を代表する者その他経営に実質的に関与し××ていると認められるものをいう。以下同じ。）が××、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法××律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定す××る暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第××6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい××う。）であると認められるとき。

×(2)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を××もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている××と認められるとき。

×(3) [略]

×(4)×役員等が、暴力団又は暴力団員であることを××知りながら、これを利用するなどしていると認め××られるとき。

×(5) [略]

[略]

[略]

(4) 物品売買契約の場合

[略]

第11×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1) [略]

×(2)×次のいずれかに該当するとき。

××ア×役員等（乙が個人である場合にはその者その×××他経営に実質的に関与していると認められるも

×××若しくは常時契約を締結する権限を有する事務
×××所、事業所等を代表する者をいう。以下この号
×××において同じ。)が、暴力団員による不当な行
×××為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号
×××。以下この号において「暴力団対策法」という
×××。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「
×××暴力団員」という。)であると認められるとき
×××。

××イ×暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定す
×××る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が
×××、経営に実質的に関与していると認められると
×××き。

××ウ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
×××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的
×××をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をした
×××と認められるとき。

××エ [略]

××オ [略]
[略]

[略]

(5) 不動産賃貸借契約(借受け)の場合

[略]
第7×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、直ちにこの契約を解除することができる。
×(1)×役員等(乙が個人である場合にはその者を、
××乙が法人である場合にはその役員又はその支店若
××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、
××事業所等を代表する者をいう。以下同じ。)が、
××暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
××(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」と
××いう。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下
××「暴力団員」という。)であると認められるとき
××。

×(2)×暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定す

×××のを、乙が法人である場合にはその役員、その
×××支店又は常時契約を締結する権限を有する事務
×××所、事業所等を代表する者その他経営に実質的
×××に関与していると認められるものをいう。以下
×××この号において同じ。)が、暴力団員による不
×××当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律
×××第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下
×××「暴力団」という。)又は同条第6号に規定す
×××る暴力団員(以下「暴力団員」という。)であ
×××ると認められるとき。

××イ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
×××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的
×××をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をして
×××いと認められるとき。

××ウ [略]

××エ×役員等が、暴力団又は暴力団員であることを
×××知りながら、これを利用するなどしていると認
×××められるとき。

××オ [略]
[略]

[略]

(5) 不動産賃貸借契約(借受け)の場合

[略]
第7×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、直ちにこの契約を解除することができる。
×(1)×役員等(乙が個人である場合にはその者その
××他経営に実質的に関与していると認められるもの
××を、乙が法人である場合にはその役員、その支店
××又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事
××業所等を代表する者その他経営に実質的に関与し
××ていると認められるものをいう。以下同じ。)が
××、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
××律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定す
××る暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第
××6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい
××う。)であると認められるとき。

××る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、
××経営に実質的に関与していると認められるとき。

×(3)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を
××もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認
××められるとき。

×(4) [略]

×(5) [略]
[略]

[略]

(6) 不動産賃貸借契約(貸付け)の場合

[略]

第7×甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、
×直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)・(2) [略]

×(3)×乙が、次のいずれかに該当するとき。

××ア×役員等(乙が個人である場合にはその者を、
×××乙が法人である場合にはその役員又はその支店
×××若しくは常時契約を締結する権限を有する事務
×××所、事業所等を代表する者をいう。以下この号
×××において同じ。)が、暴力団員による不当な行
×××為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号
×××。以下この号において「暴力団対策法」という
×××。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「
×××暴力団員」という。)であると認められるとき
×××。

××イ×暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定す
×××る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が
×××、経営に実質的に関与していると認められると
×××き。

××ウ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
×××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的
×××をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をした
×××と認められるとき。

××エ [略]

×(2)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を
××もって、暴力団又は暴力団員の利用等をして
××と認められるとき。

×(3) [略]

×(4)×役員等が、暴力団又は暴力団員であることを
××知りながら、これを利用するなどしていると認め
××られるとき。

×(5) [略]
[略]

[略]

(6) 不動産賃貸借契約(貸付け)の場合

[略]

第7×甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、
×直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)・(2) [略]

×(3)×乙が、次のいずれかに該当するとき。

××ア×役員等(乙が個人である場合にはその者その
×××他経営に実質的に関与していると認められるも
×××のを、乙が法人である場合にはその役員、その
×××支店又は常時契約を締結する権限を有する事務
×××所、事業所等を代表する者その他経営に実質的
×××に関与していると認められるものをいう。以下
×××この号において同じ。)が、暴力団員による不
×××当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律
×××第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下
×××「暴力団」という。)又は同条第6号に規定す
×××る暴力団員(以下「暴力団員」という。)であ
×××ると認められるとき。

××イ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
×××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的
×××をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をして
×××いると認められるとき。

××ウ [略]

××エ×役員等が、暴力団又は暴力団員であることを

××オ [略]
[略]

[略]

(7) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

第18×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)×役員等（乙が個人である場合にはその者を、
××乙が法人である場合にはその役員又はその支店若
××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、
××事業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、
××暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
××（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」と
××いう。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下
××「暴力団員」という。）であると認められるとき
××。

×(2)×暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定す
××る暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、
××経営に実質的に関与していると認められるとき。

×(3)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を
××もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認
××められるとき。

×(4) [略]

×(5)・(6) [略]
[略]

[略]

(8) [略]

×××知りながら、これを利用するなどしていると認
×××められるとき。

××オ [略]
[略]

[略]

(7) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

第18×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき
×は、直ちにこの契約を解除することができる。

×(1)×役員等（乙が個人である場合にはその者その
××他経営に実質的に関与していると認められるもの
××を、乙が法人である場合にはその役員、その支店
××又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事
××業所等を代表する者その他経営に実質的に関与し
××ていると認められるものをいう。以下同じ。）が
××、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
××律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定す
××る暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第
××6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい
××う。）であると認められるとき。

×(2)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正
××の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を
××もって、暴力団又は暴力団員の利用等をしてい
××ると認められるとき。

×(3) [略]

×(4)×役員等が、暴力団又は暴力団員であることを
××知りながら、これを利用するなどしていると認め
××られるとき。

×(5)・(6) [略]
[略]

[略]

(8) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。